

## はじめに

近年、人口減少と少子高齢化の急速な進展とともに、国民のライフスタイルの多様化、企業のグローバル化による産業競争の激化など、社会の構造は著しく変化しており、地方においても大きな転換期を迎えています。



このようななか、働くことを希望する女性が、職業生活においてその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざして、男女共同参画社会基本法の基本理念に則った「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が平成27年9月に施行されました。女性が活躍できる場を充実させることにより、男女が共に仕事と生活を両立でき、すべての人にとって暮らしやすい、さらには持続可能な社会の実現につながるものと考えます。

平成23年5月に策定した第2次長崎市男女共同参画計画（計画期間：平成23年度～32年度）の、前半5年間に係る前期行動計画に基づく取組みを検証し、時代の変化や国等の施策の動きを踏まえながら、新たな課題に対応して、このたび後半5年間に係る後期行動計画を策定しました。

長崎市第四次総合計画に掲げる、これからの長崎市がめざす将来の都市像「個性輝く世界都市 希望あふれる人間都市」の実現に向けて、本計画は男女共同参画の推進を切り口として市の諸施策と連携して、具体的な取組みを掲げています。今後、本計画を実効あるものとするためには、市民、事業所、関係団体の皆様と市がそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組むことが重要です。本計画に対する皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご提言をいただきました長崎市男女共同参画審議会の委員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成28年（2016年） 3月

長崎市長 田上 富久



3	推進目標Ⅲ 男女共同参画を阻害する暴力を許さない環境づくり……	48
	主要課題8 男女間における暴力の根絶……	48
第4章	推進体制……	53
資 料		
	第2次長崎市男女共同参画計画後期行動計画（諮問・答申）……	55
	長崎市男女共同参画審議会開催状況……	57
	長崎市男女共同参画審議会委員名簿……	58
	長崎市男女共同参画推進条例……	59
	長崎市男女共同参画推進条例施行規則……	66
	長崎市男女共同参画推進本部設置要綱……	68
	男女共同参画社会基本法……	72
	男女共同参画の推進に関する年表……	79